

信用保証制度の見直しについて

平成28年11月
一般社団法人全国地方銀行協会

<地方銀行の概況>

—平成28年3月末—

銀行数 64行

店舗数 7,505店

役職員数 131,757人

預金量 248.9兆円

貸出量 185.8兆円

(うち中小企業向け 75.2兆円)

自己資本比率 (国際統一基準行)

14.59%

自己資本比率 (国内基準行)

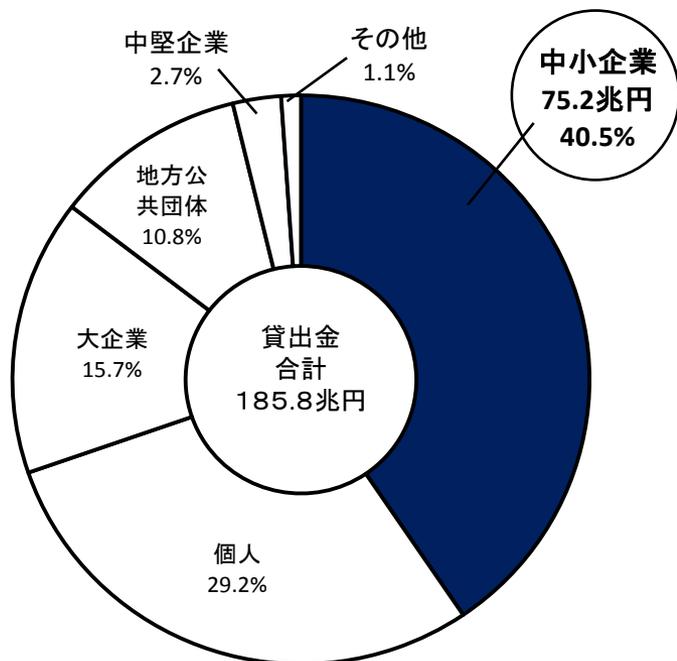
10.27%

1. 信用保証制度の活用状況等

(1) 中小企業向け貸出の状況

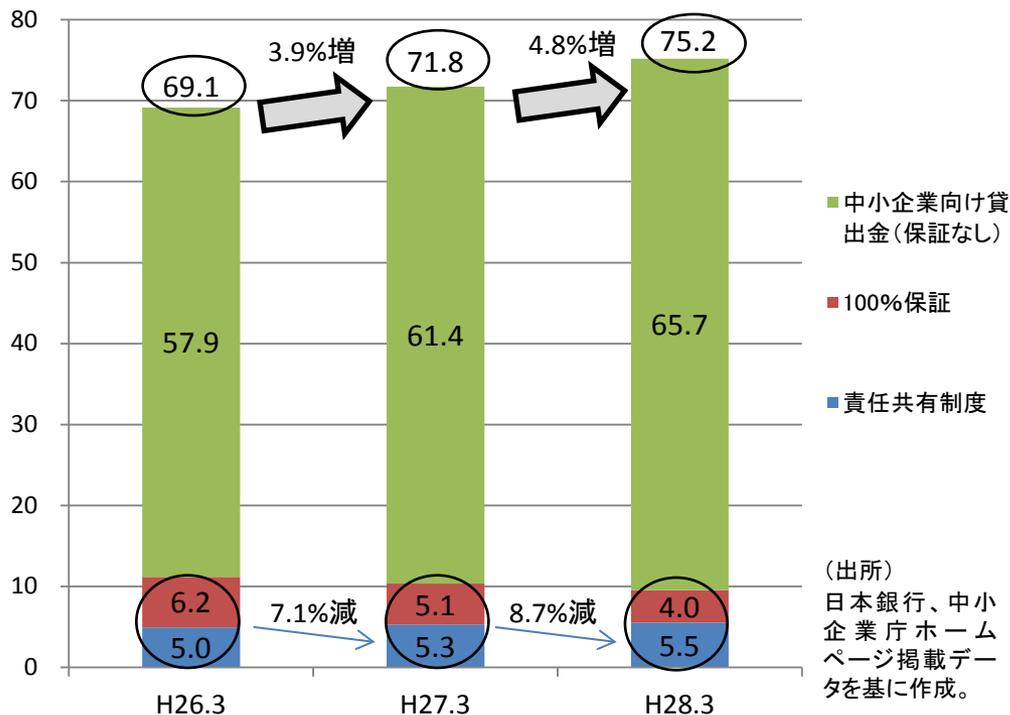
- 平成28年3月末の地方銀行64行の貸出金合計は185.8兆円。うち中小企業向け貸出金は75.2兆円と全体の約40%を占める。
- 中小企業向け貸出金の残高は、平成27年3月末は前年比3.9%増、平成28年3月末は同4.8%増と着実に増加。
- 内訳をみると、担保・保証に過度に依存しない事業性評価に基づく融資の推進もあり、プロパー融資が増加する一方、信用保証制度を活用した貸出金の残高は、平成27年3月末は前年比7.1%減、平成28年3月末は同8.7%減と減少傾向にある。

地方銀行の貸出の状況
(平成28年3月末)



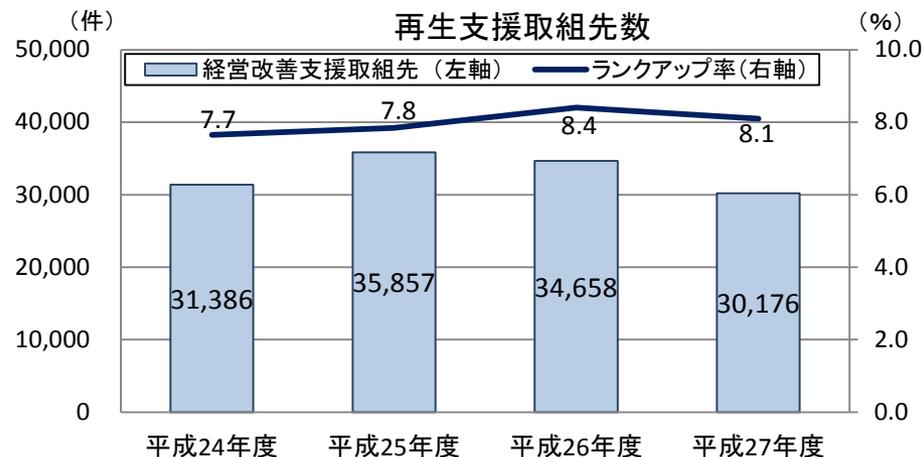
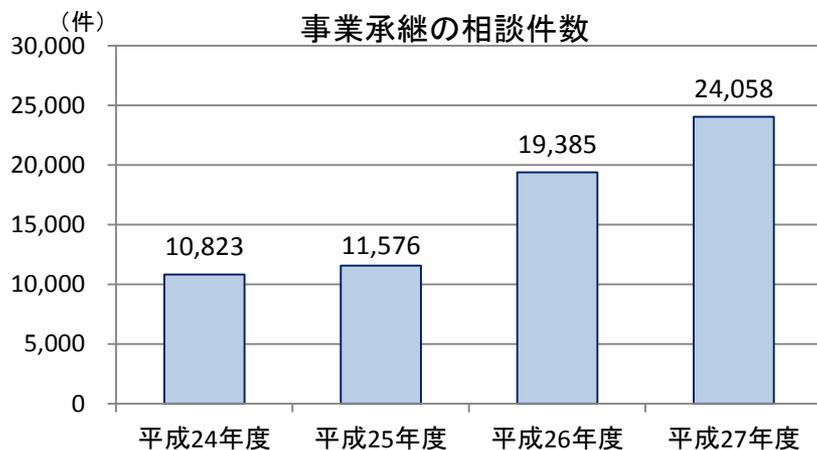
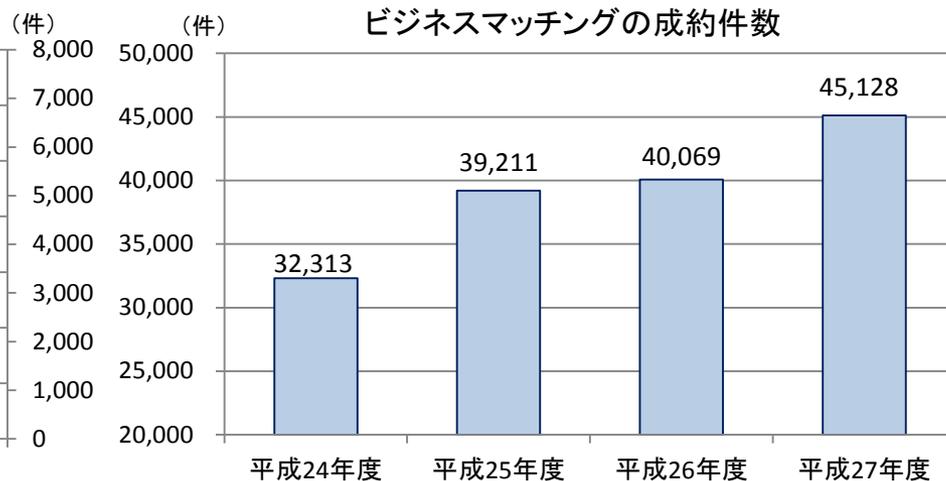
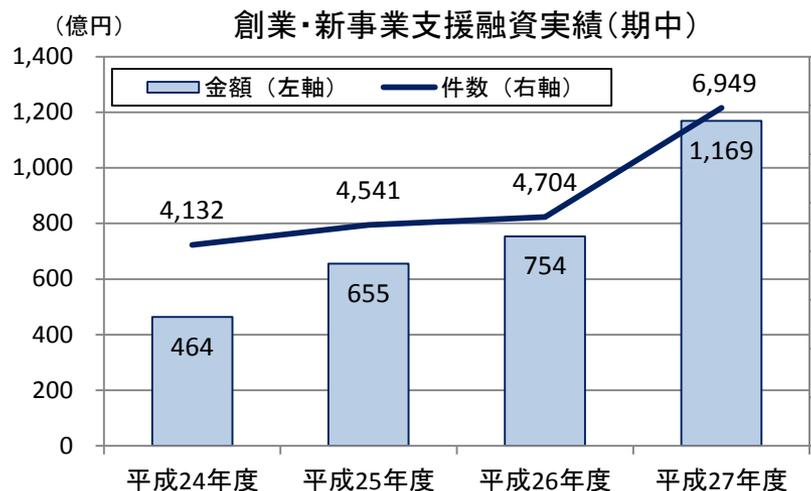
中小企業向け貸出金の推移

(単位: 兆円)



(2) 中小企業のライフステージに応じた取組み

- 地方銀行は、創業期・拡大期・再生期といった中小企業のライフステージに応じて、様々な金融サービスの提供やビジネスマッチング等の支援を行うとともに、事業承継、経営改善・事業再生等の経営課題解決においても積極的な支援を行っている。
- そうした取組みを進める中、特に小規模事業者、創業期の事業者や不況業種に属する事業者等の信用補完において信用保証制度を効果的・機動的に活用している。



<取組事例>

創業・新事業開拓 に関する支援

A行は、農業生産法人Bから、休耕地・耕作放棄地を含む農地を集約し、大型農機具を使用して生産効率の高い大規模農業を営みたいとの相談を受け、行内で検討を開始。

大規模農地においては農作業を分担して行うため、地元の高齢農家の雇用創出、ひいては地域活性化にもつながると判断し、地方創生に関連する融資制度を提案。全ての農地で耕作を開始するための準備期間を考慮し、安定した利益を計上できるまで3年の据置期間を設けた返済計画を策定し、新事業の開始を支援した。

事業承継 に関する支援

C行は、介護施設を営むD社のオーナーより、後継者問題や介護報酬引下げに伴う従業員の雇用維持に悩んでいる旨の相談を受け、C行グループのコンサルティング会社と連携し、M&Aによる課題解決を提案。

一方、同業のE社は、事業規模の拡大を目指しているものの、介護職員の確保に課題を抱えていた。

C行は、両社のニーズを把握したうえで、トップ同士の面談による互いの経営理念の理解や従業員の処遇検討等を支援した結果、M&A成約となり、両社の課題解決に至った。

経営改善・事業再生 に関する支援

F行は、有力水産加工メーカーのOEM製造業者であるG社より、東日本大震災により主力の東北工場が操業停止に陥り、業績が悪化し資金繰りが逼迫しているとの相談を受けた。

G社が経営破綻した場合、取引業者への影響や従業員の雇用の問題を含め、地域経済に大きな悪影響を及ぼすと考え、中小企業再生支援協議会を活用した私的整理スキームによる事業再生支援に着手。

検討の結果、スポンサーによる再生支援が有効と判断し、スポンサー選定を実施。選定にあたっては、本社、東北工場、加工子会社一体での事業継続、従業員の雇用維持、一定の経済合理性を基準とし、条件を満たしたスポンサーを選定し、事業再生計画策定を支援。

事業再生計画の骨子は、スポンサー経営陣による事業の再構築、取引金融機関による金融支援、経営者保証ガイドラインに基づく保証責任の履行を中心とし、ステークホルダーの同意のもとスポンサー経営陣による再生をスタート。結果として現行の雇用が継続され、東北工場の再建を通じた被災地の復興支援に資する形で、スポンサーへの事業譲渡が可能となった。

2. 信用保証制度の見直しの方向性

(1) 責任共有制度のあり方

＜「信用補完制度の見直しに向けての方向性案」の要点＞

- 「一律80%」の保証割合を変更するよりも、プロパー融資を含めた債務者への融資全体で金融機関と保証協会が実質的にリスクをシェアする方が中小企業支援の観点から有効。

＜責任共有制度の見直しの方向性・考え方＞…基本的な立場「賛成」

- 地方銀行は、様々なライフステージにある中小企業に対し、事業内容や成長可能性等の事業性評価に基づく融資や本業支援等の金融仲介機能の発揮に積極的に取り組んでおり、信用補完の観点から、信用保証制度の利用が必要と判断される場合に保証付融資を活用している。こうした中、担保・保証に過度に依存しない事業性評価に基づく融資推進もあり、プロパー融資の割合が増加傾向にある。
- 今後、プロパー融資を含めた中小企業への融資全体でリスクをシェアする場合は、特に信用保証制度利用の必要性が高い小規模事業者、創業期や経営改善に取り組む事業者等の安定的な資金調達に支障を来たすことのないよう、画一的な運用ではなく、中小企業の実態に応じて柔軟な運用が可能な制度設計とすることが必要と考える（仮に、ライフステージで区分を設ける場合は、シンプルで分かりやすいものとする）。
- なお、責任共有制度の見直しに合わせ、保証料について、①保証割合（8割）に応じた料率への見直し、②市場金利の実勢に応じた弾力的な運用（引下げ）等についての検討も必要と考える。

＜柔軟な運用の例＞

- 保証付融資とプロパー融資とのリスクシェアにあたっては、中小企業の個々の状況は千差万別であるため、現場で柔軟な運用を可能とし、既存融資を含めた融資額全体で判断する 等

(2) セーフティネット保証制度のあり方

<「信用補完制度の見直しに向けての方向性案」の要点>

- セーフティネット保証5号については、以下のように見直しを行うことが有効。
 - ①大規模な経済危機等に対応する新たなセーフティネット保証(別枠・100%保証)の創設
 - ②従来型のセーフティネット保証5号(不況業種)の見直し(「100%保証」の見直し)

<セーフティネット保証制度の見直しの方向性・考え方>…基本的な立場「賛成」

- 地方銀行は、自然災害や外的要因(為替変動、取引先の大口倒産、原材料の高騰等)による一時的な経営環境の悪化時の融資において、セーフティネット保証制度を機動的に活用しており、同制度は、企業の自助努力では回避困難な危機時の資金繰り支援策として必要な制度であると考えている。
- 今後、大規模な経済危機等が発生した際の対応においては、セーフティネット保証を活用しつつ、必要資金を円滑に供給するとともに、危機が落ち着いた段階では、メイン行を中心に保証協会や支援機関と連携し、中小企業の経営改善支援に積極的に取り組んでいく。
- また、不況業種への対応においては、適切なリスクシェアのもと、安易に条件変更を繰り返すことなく、正常先への回復が早期に実現できるよう、中小企業自らの改善に向けた経営努力を促すとともに、支援機関と連携し、実効性ある経営改善支援を行っていく。
- なお、制度見直しを行うにあたっては、中小企業の資金調達に支障を来たさないよう、中小企業の実態に応じて柔軟な運用が可能となる制度設計とするとともに、十分な移行期間を設けることが必要と考える。

<柔軟な運用の例>

- 大規模な経済危機等への対応については、適用期限到来時の慎重な見極めを行う
- 不況業種への対応については、地域特性や実態を踏まえたきめ細やかな業種選定を行う等

3. まとめ①

- 「責任共有制度」「セーフティネット保証」それぞれの見直しの方向性について、基本的には「賛成」の立場である。
- 「責任共有制度」の見直しについては、プロパー融資を含めた中小企業への融資全体でリスクシェアをする際、中小企業の安定的な資金調達に支障を来たさないよう、柔軟な運用が可能な制度設計とすることを希望する。
- 「セーフティネット保証」の見直しについては、同じく中小企業の資金調達に支障を来たさないよう、①大規模な経済危機等への対応は適用期限到来時における慎重な見極め、②不況業種への対応は不況業種の選定における柔軟な運用に加え、十分な移行期間を設けることを希望する。

3. まとめ②

<責任共有制度のあり方>

①リスクシェアの考え方

- ✓ 保証付融資とプロパー融資とのリスクシェアにあたっては、中小企業の個々の状況は千差万別であるため、現場で柔軟な運用を可能とすること(既存融資を含む融資額全体のバランスでリスクシェアを判断する等)
- ✓ 仮に、ライフステージで区分を設ける場合は、シンプルで分かりやすいものとする

②保証料の考え方

- ✓ 保証割合(8割)に応じた保証料率への見直し
- ✓ 市場金利の実勢に応じた保証料率の設定(引下げ等)

<セーフティネット保証制度のあり方>

①大規模な経済危機等への対応

- ✓ 適用期限到来時における慎重な見極め
- ✓ 取扱金融機関の要件の弾力的な運用(メイン行や準メイン行に限らず、支援姿勢の見える金融機関が活用できる運用)

②不況業種への対応

- ✓ 地域特性や実態を踏まえたきめ細やかな不況業種の選定
- ✓ 制度見直し時における十分な移行期間の設定